

(介護予防) 福祉用具貸与事業所 管理者 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

車いす付属品及び特殊寝台付属品の貸与における 適正な取扱いの徹底について（通知）

日頃より、介護保険制度の円滑な実施にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

車いす付属品及び特殊寝台付属品の貸与については、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省告示第 93 号）及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成 12 年 1 月 31 日老企 34 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）で規定されているところでは、

については、各事業所におかれましては、上記の告示及び通知を遵守し、下記に留意の上、適正な取扱いの徹底に努めていただきますよう、改めてお願いいたします。

記

1 本体と付属品の一体的な使用

車いす付属品及び特殊寝台付属品（以下「付属品」という。）の貸与は、車いす又は特殊寝台（以下「本体」という。）と一体的に使用されるものに限ります。

（例）特殊寝台と一体的に使用されないマットレス（特殊寝台付属品）のみを貸与する場合
→ 保険給付の対象外

2 通所介護等の事業所のみでの使用

通所介護等の事業所のみで、当該事業所の用意した本体と一体的に使用するための付属品の貸与は（介護予防）福祉用具貸与の対象となりません。

（例）利用者の居宅では車いすを使用しないが、通所介護等の事業所において当該事業所の用意した車いすと一体的に使用するためにクッション（車いす付属品）のみを貸与する場合 → 保険給付の対象外

(担当)

新潟県 福祉保健部
高齢福祉保健課 介護事業係 井上
TEL 025-280-5194
FAX 025-280-5229